令和４年度第３回本庄市総合教育会議　次第

日　時：令和４年９月２９日（木）
　　午後１時３０分～
場　所：本庄市役所　職員厚生室

１．開　　会

２．市長挨拶

３．教育長挨拶

４．議　　題

（１）次期教育大綱（案）について（協議）

資料１－１
資料１－２

（２）部活動の地域移行について（意見交換）

資料２－１
資料２－２
資料２－３

５．そ の 他

６．閉　　会

【配布資料】
資料1-1：次期本庄市教育大綱（案）
資料1-2：本庄市教育大綱
資料2-1：本庄市立中学校　部活動の地域移行について
　2-2：中学校部活動（スポーツ活動）の地域移行に係る地域スポーツ団体の現状と課題
　2-3：中学校部活動（文化部活動）の地域移行について
参考資料：本庄市総合教育会議運営要綱

資料１－１

本庄市教育大綱（案）

【令和５年度(２０２３年度)～令和９年度(２０２７年度)】

基本理念

世のため、後のための教育

～未来を拓く人を育み、
歴史と文化の薫るまち～

本市は、江戸時代の盲目の国学者である塙保己一生誕の地です。
本市の教育は、塙保己一の遺したことば「世のため、後のため」の理念のもと、自ら未来を切り拓くことのできる人材を育成します。

基本方針

1　確かな学力と自立する力の育成

変化の激しい時代において、子どもたちが夢や志を持ち、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら豊かな人生を切り拓いていけるよう、確かな学力と自立する力を学校・地域がともに力を合わせ育成します。

2　豊かな心と健やかな体の育成

互いの生命と人権を尊重し、他者を思いやる心や感動する心を育むとともに、運動に親しみ体力の向上に取り組む、心身ともに健やかな子どもたちを育成します。

3　教育環境の整備

子どもたちにとって健やかな学習空間を実現するため、学校支援体制の強化や学校施設の計画的整備など、新しい時代の学びに対応した教育環境の整備を推進します。

4　生涯学習の活発化

誰もが豊かで充実した人生を送れるよう、多様なニーズに対応した学びや交流の機会を充実させ、生涯学習と芸術文化活動の活発化を推進します。また、次代を担う子どもたちを地域で守り育てるための支援と充実を図ります。

5　文化財の保護と活用の推進

長い歴史と伝統を持つ本市の貴重な財産である文化財を地域社会総がかりで適切に保護し、未来へと継承しつつ、これらを学び親しみ、また市内外にその魅力を広く発信していくとともに一層の有効活用を図ります。

6　生涯スポーツ・レクリエーションの促進

市民がいつまでも心身ともに健康で生きがいを持って暮らせるよう、「市民一人1スポーツ」を目標として、誰もがスポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくりを図ります。

資料１－２

本庄市教育大綱

【平成３０年度（２０１８年度）～平成３４年度（２０２２年度）】

基本理念

世のため、後のための教育

～未来を拓く人を育み、
歴史と文化の薫るまち～

本市は、江戸時代の盲目の国学者である塙保己一生誕の地です。
本市の教育は、塙保己一の遺したことば「世のため、後のため」の理念のもと、自ら未来を切り拓くことのできる人材を育成します。

基本方針

1　確かな学力と自立する力の育成

変化の激しい時代において、子どもたちが夢や志を持ち、主体的・意欲的に自ら人生を切り拓いていけるよう、確かな学力と自立する力を学校・家庭・地域がともに力を合わせ育成します。

2　豊かな心と健やかな体の育成

互いの生命と人権を尊重し、他者を思いやる心や感動する心を育むとともに、運動に親しみ体力の向上に取り組む、心身ともに健やかな子どもたちを育成します。

3　教育環境の整備

子どもたちが快適かつ安心して学習に取り組めるよう、学校支援体制の強化や学校施設の計画的整備、教育機器の充実などの教育環境の整備を推進します。

4　生涯学習の活発化

誰もが豊かで充実した人生を送れるよう、多様なニーズに対応した学びの場の提供と情報発信を行うとともに、学びの成果を発揮できる機会の創出を図ることで、生涯学習と芸術文化活動の活発化を推進します。

5　文化財の保護と活用の推進

長い歴史と伝統を持つ本市の貴重な財産である文化財を適切に保護し、未来へと継承しつつ、これらを学び親しみ、また市内外にその魅力を広く発信していくとともに一層の有効活用を図ります。

6　生涯スポーツ・レクリエーションの促進

市民がいつまでも心身ともに健康で生きがいを持って暮らせるよう、「市民一人1スポーツ」を目標として、誰もがスポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくりを図ります。

資料２－１

～本庄市立中学校　部活動の地域移行について～

部活動の意義と課題

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和２年９月文部科学省）

・部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場である。
・一方、これまでの部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じる。
・中教審答申や給特法の国会審議において「部活動を学校単位から地域単位とする」旨が指摘されている。

➡ 持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

【現在】学校の管理下（４中学校で６１部）

指導者：　部活動顧問（教員）　部活動指導員（会計年度任用職員）　外部指導者（ボランティア）

平日	休日（土日祝）
・２時間程度 ・休養日（１日） ・活動場所は学校	・３時間程度 （試合や練習試合の場合は１日もある） ・土日どちらか１日の活動 ・活動場所は学校または校外

➡

移行期間はＲ５～Ｒ７

【課題】
・実施主体
・指導者（量と質）
・平日と休日の連携協力体制
・費用負担の在り方（会費・保険）
・活動場所
・大会の在り方
・関連諸制度等との関連
・周知について　　など

現状と課題を整理し、本庄市の実情にあった方策で部活動の**最適化**を進めていく

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要

スポーツ庁

※公立中学校等における運動部活動を対象

運動部活動の意義と課題

意義

○生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。

○人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

課題

○近年、特に**持続可能性という面で厳しさを増しており**、中学校生徒数の減少が加速化するなど**深刻な少子化が進行。** <生徒数：昭和61年589万人→令和３年296万人に半減、出生数：令和３年84万人>

○**競技経験のない教師が指導**せざるを得なかったり、**休日も含めた運動部活動の指導**が求められたりするなど、**教師にとって大きな業務負担。** <土日の部活動指導：平成18年度1時間６分→平成28年度２時間９分に倍増>

○地域では、**スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。**

これまでの対応

○運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年３月）：学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める

○学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和２年９月）：令和５年度以降、**休日の部活動の段階的な地域移行**を図る

○中教審や国会等：「部活動を学校単位から**地域単位の取組**とする」旨指摘

目指す姿

○**少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。**このことは、学校の**働き方改革**を推進し、**学校教育の質も向上。**

○スポーツは、**自発的な参画**を通して**「楽しさ」「喜び」**を感じることに本質。**自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。**

○**地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備**し、子供たちの**多様な体験機会を確保。**(スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供)

改革の方向性

○まずは、**休日の運動部活動から段階的に地域移行**していくことを基本とする

○**目標時期：令和５年度の開始から３年後の令和７年度末を目途**

（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す）

○**平日の運動部活動の地域移行**は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた**休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進**

○**地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等**にも着実に取り組む

○**地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進**

※**改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」**があることや、**「多様な方法」**があることを強く意識

・ガイドラインの改訂
・地方公共団体における推進計画の策定・実施
・公的な支援

課題への対応

新たなスポーツ環境
・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体
・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保

スポーツ団体等
・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供
・必要な予算の確保やtoto助成を含む多様な財源確保の検討

スポーツ指導者
・指導者資格の取得や研修の実施の促進
・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク
・指導者の確保のための支援方策の検討

スポーツ施設
・学校体育施設活用に係る協議会の設置、ルールの策定
・スポーツ団体等に管理を委託

大会
・大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請
・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援

会費や保険
・困窮する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討
・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請

学習指導要領等
・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討
・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価
・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。
※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。
※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和４年８月９日手交）の概要

文化庁

※公立中学校等における文化部活動を対象

文化部活動の意義と課題

意義

○生徒の文化芸術等に親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。

○人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

課題

○近年、特に**持続可能性という面で厳しさを増しており**、中学校生徒数の減少が加速化するなど**深刻な少子化が進行**。 <生徒数：昭和61年589万人→令和３年296万人に半減、出生数：令和３年84万人>

○**休日も含めた部活動の指導**が求められるなど、**教師にとって大きな業務負担**。<土日の部活動指導：平成18年度1時間６分→平成28年度２時間９分に倍増>

○地域では、**文化芸術団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない**。

これまでの対応

○文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月）：学校と地域が協働・融合した形での地域における文化芸術等に親しむ環境整備を進める

○学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和２年９月）：令和５年度以降、**休日の部活動の段階的な地域移行**を図る

○中教審や国会等：「部活動を学校単位から**地域単位の取組**とする」旨指摘

目指す姿

○**少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保**。このことは、学校の**働き方改革**を推進し、**学校教育の質も向上**。

○**文化芸術**は、**豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む**等、人間が人間らしく生きる糧となるものであり、地域移行を契機に、生徒や保護者等が地域の文化芸術活動に参加し、**地域における文化芸術の発展を主体的に形成**、さらには地域社会を豊かにすることにつながる。**部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出**。

○**地域の持続可能で多様な文化芸術等に親しむ環境を一体的に整備**し、子供たちの**多様な体験機会を確保**。(文化芸術団体等の組織化、指導者や施設の確保など)

改革の方向性

○まずは、**休日の文化部活動から段階的に地域移行**していくことを基本とする

○**目標時期：令和５年度の開始から３年後の令和７年度末を目途**

（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す）

○**平日の文化部活動の地域移行**は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた**休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進**

○**地域における文化芸術に親しむ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等**にも着実に取り組む

○**地域の文化芸術団体等と学校との連携・協働の推進**

※**改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」**があることや、**「多様な方法」**があることを強く意識

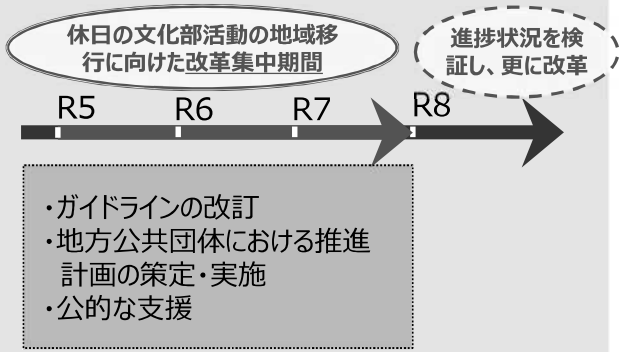

課題への対応

新たな文化芸術環境
- 地域の実情に応じ、文化芸術団体等、多様な実施主体
- 生徒の状況に適した機会を確保

文化芸術団体等、指導者
- 先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供
- 必要な予算や地域に応じた多様な財源確保の検討
- 指導者資格の取得や研修の実施の促進
- 部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク
- 指導者の確保のための支援方策の検討

活動場所
- 学校施設活用に係る協議会の設置、ルールの策定
- 社会教育施設、文化施設等の活用の促進

大会
- 大会主催者に対し、地域の文化芸術団体等の参加も認めるよう要請
- 地域の文化芸術団体等も参加できる大会に対して支援

会費や保険
- 困窮する家庭への費用の支援方策の検討
- スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請

学習指導要領等
- 部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討
- 部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価
- 教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。

※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。

※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

令和4年度本庄市部活動一覧（9月1日現在）（中学1・2年生）

		本庄東中学校（15部）		本庄西中学校（14部）		本庄南中学校（16部）		児玉中学校（16部）	
No.	競技名	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
1	野球	3		13		8		14	3
2	サッカー	5		23	1	39		16	
3	陸上	25	14	16	16	22	12	11	10
4	男子バスケ	22		8		13		10	
5	女子バスケ		7		5		12		16
6	男子卓球	12		19		18		15	
7	女子卓球		4		12		34		18
8	男子ソフトテニス	23		10		29		14	
9	女子ソフトテニス		15		19		18		12
10	男子バレー							18	
11	女子バレー		12		13		35		18
12	体操					6	15	4	12
13	柔道	6	5			7		8	3
14	剣道	5	2	3	4	4	6		
15	吹奏楽	3	15	3	14	4	31	1	13
16	美術（芸術）	3	23	1	15	7	27	10	11
17	技術（パソコン）	20	12	8	5	26	10	19	14
部活動加入人数（男女別合計）		127	109	104	104	183	200	140	130
部活動加入人数（合計）		236		208		383		270	
無所属人数（合計）		34		19		36		45	
生徒数（中学1・2年生）		270		227		419		315	
加入率(%)		87.41		91.63		91.41		85.71	

資料２－２

中学校部活動（スポーツ活動）の地域移行に係る
地域スポーツ団体の現状と課題

１．本庄市スポーツ少年団本部（３０団）

・学校の方針を確認した後、指導者派遣及び生徒受け入れの対応について検討したいと考えます。

・現状では指導者の派遣は困難ですが、生徒がスポーツ少年団に加入する場合は、受け入れ可能です。

※サッカー８団、野球５団、剣道２団、柔道２団、空手道１団、ミニバスケット６団、バドミントン１団、少林寺拳法１団、体操２団、ドッジボール１団、バレーボール１団

２．本庄市スポーツ協会（加盟数：２１競技団体）

・各スポーツ競技団体の対応については、指導者の派遣が可能な団体が９団体、生徒の受け入れが可能な団体が７団体あります。

・顧問との指導方法の調整、会費の請求（スポーツ団体から保護者への請求）、スポーツ団体に対しては、指導者への報酬、活動に係る保険の加入、活動場所の確保のほか、指導者の不足及び高齢化などが課題となります。

※スキー連盟、陸上競技協会、剣道連盟、弓道連盟、野球連盟、バスケットボール協会、ソフトテニス連盟、市民ゴルフクラブ、サッカー協会、バレーボール連盟、空手道連盟、ソフトボール協会、卓球連盟、バドミントン協会、テニス協会、少林寺拳法連盟、太極拳連盟、レスリング協会、体操協会、柔道協会、エアロビック連盟

３．総合型地域スポーツクラブ（特定非営利活動法人神流川スポーツクラブ）

・サッカー、ベリーダンス、空手、フラメンコ、ズンバダンスの教室を定期開催しています。部活動の地域移行に対応する競技種目については、指導者の確保を含め、今後広く検討したいと考えます。

資料２－３

中学校部活動（文化部活動）の地域移行について

文化部活動の地域移行の「受け皿」として、地域の文化芸術団体として公民館で活動している団体の構成員等が外部指導者となることなどが考えられます。また、活動場所としては、公民館などが考えられます。

１．文化芸術団体の公民館活動状況

・本庄市文化団体連合会２５団体、公民館定期利用団体２６１団体（のうち９団体本庄市文化団体連合会へ加盟）の多種多様な団体が公民館を利用し活動しています。

・各団体の構成員の年齢層は、高齢層を主体とするものが多くなっています。また、それぞれの団体の活動の趣旨は「趣味を同じくする同好の志が集い楽しむ場」としての活動となっている傾向が窺えます。

・多くの団体が、指導者から指導を受け、技術を習得・向上させるための集いではなく、各地域住民の交流の場として集まり活動しており、指導者として必要な資格を有している方や、新たに資格を取得しようとする方は少ない状況です。

・各団体の指導的役割を担う構成員を含め、団体構成員は高齢化傾向となっています。このため、団体構成員の中から資格を有した質の高い指導者を継続的に確保することは難しいと考えられます。

２．部活動の活動場所の確保

・部活動の活動場所として、公民館が想定されますが、部活動の内容によっては機材等の搬出入、また、生徒の移動に伴う安全確保などの問題が考えられます。このため、活動場所は学校施設を利用する部活動が多いと考えられます。

３．公民館活動と部活動の地域移行について

・このような状況から、移行先を公民館活動団体とすることは、現状では困難と考えられますが、今後も国県の動向を注視し、調査研究していきます。

参考資料

○本庄市総合教育会議運営要綱

平成27年11月16日
告示第435号

（趣旨）
第1条　この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4の規定に基づき、本庄市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（所掌事務）
第2条　会議は、次に掲げる事項の協議及び調整を行う。
(1)　市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議
(2)　教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
(3)　児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
（構成員）
第3条　会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。
（会議）
第4条　会議は、市長が招集し、会議の議長となる。
2　教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
（意見の聴取）
第5条　会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議に関する意見を聴くことができる。
（会議の公開）
第6条　会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。
（会議録の作成及び公表）
第7条　市長は、議事のほか次に掲げる事項を記載した会議録を会議の終了後遅滞なく作成し、前条ただし書の規定により会議を非公開とした部分を除き、これを公表するものとする。
(1)　開会及び閉会に関する事項並びにその日時
(2)　出席者及び欠席者の職及び氏名
(3)　議題及び配布資料
(4)　その他市長が必要と認めた事項
2　会議録には、市長及び市長が指名する1人の構成員が署名するものとする。
（調整結果の尊重）
第8条　会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調査の結果を尊重しなければならない。
（傍聴の手続）
第9条　会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を傍聴人受付簿に記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。
（傍聴できない者）
第10条　次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、会議を傍聴することができない。
(1)　酒気を帯びていると認められる者
(2)　会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
(3)　その他市長が傍聴を不適当と認める者
（傍聴の制限）
第11条　市長は、傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、会議の傍聴を制限し、又は拒絶することができる。
（傍聴人の禁止行為）
第12条　傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。
(1)　みだりに傍聴席を離れること。
(2)　私語、談話、拍手等をすること。
(3)　議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
(4)　飲食又は喫煙をすること。
(5)　帽子、襟巻又は外とう類を着用すること。
(6)　写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をすること。ただし、特に市長の許可を得た者は、この限りでない。
(7)　その他会議の妨害となるような挙動をすること。
（傍聴人の退場）
第13条　傍聴人は、市長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。
（庶務）
第14条　会議の庶務は、企画財政部企画課において処理する。
（その他）
第15条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。